

平成22年度 第5回
倉浜衛生施設組合議会（定例会）

日 時 : 平成23年3月20日（日） 午前10時 開議

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

平成 22 年度
第 5 回

倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

平成 23 年 3 月 20 日（日）午前 10 時開会

議 事 日 程 第 1 号

平成 23 年 3 月 20 日（日）

午前 10 時開議

- 第 1 議事録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 5 号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案の撤回請求について
- 第 5 議案第 6 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 7 号 倉浜衛生施設組合リサイクル工房条例の制定について
- 第 7 議案第 8 号 倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について
- 第 8 議案第 9 号 平成 22 年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 議案第 10 号 平成 23 年度倉浜衛生施設組合一般会計予算
- 第 10 報告第 9 号～報告第 13 号
例月現金出納検査の結果報告について
- 第 11 報告第 14 号 平成 22 年度定例事務監査の結果報告について
- 第 12 一般質問

本日の会議に付した事件

（議事日程のとおり）

出席議員（13名）

1 番	喜納 勝範	議員	9 番	我如古 盛英	議員
2 番	小浜 守勝	議員	10 番	岸本 一徳	議員
3 番	新里 八十秀	議員	11 番	桃原 功	議員
4 番	高江洲 義八	議員	12 番	宮城 司	議員
5 番	高橋 真	議員	13 番	喜友名 朝眞	議員
7 番	普久原 朝健	議員	14 番	洲鎌 長榮	議員
8 番	前宮 美津子	議員			

欠席議員（1名）

6 番 仲宗根 誠 議員

説明のため出席した者の職、氏名

管理者	東門 美津子	次長兼総務課長	町田 均
副管理者	安里 猛	業務第一課長	新垣 学
副管理者	野国 昌春	業務第二課長	知念 盛政
会計管理者	銘苅 康孝	業務第一課技幹	目取眞 守雄
事務局長	屋良 朝健		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総務係長	町田 洋人	主任主事	内間 智恵
------	-------	------	-------

●小浜守勝議長 ただいまから平成22年度第5回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

倉浜衛生施設組合議会会議規則第10条第1項に、日曜日及び休日は休会とするとの規定がございますが、今回はどうしても3月中に議会の開催をお願いしたいとの強い要望が管理者からあり、同規則第10条第3項の規定により、本定例会を開会いたしたいと思っております。本定例会を開会することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。そのように決定させていただきます。

ただいまの出席議員数13人でございます。6番 仲宗根 誠議員から欠席の届出がございます。定足数に達しておりますので、本日は13人で会議を開きます。

開会のごあいさつを東門管理者をお願いいたします。東門美津子管理者。

●東門美津子管理者 おはようございます。議長からもございましたが、日曜日の開会ということで申し訳ございませんが、よろしくをお願いいたします。

平成22年度第5回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会するにあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、年度末にあたり何かとお忙しいことと存じますが、本年度の第5回議会の招集いたしましたところ、厳しいご日程をお練り合わせいただきまして、ご出席賜りましたことにお礼を申し上げます。

さて、本定例会に上程いたしております議案といたしまして、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、外5件の議案を提出させていただいております。なお、その中の1件、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、再度、調整の必要があるため、のちほど議案撤回の決議をとりまして、今回、議案の取り下げをしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議案の内容につきましては、のちほど事務局の方からご説明させていただきたいと存じます。どうぞ慎重なご審議をお願い申し上げます。ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

●小浜守勝議長 以上で管理者のごあいさつを終わります。

本日は議事日程第1号によって議事を進めてまいります。

日程第1 議事録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては、会議規則第70条によって、議長の指名になっておりますので、指名をいたします。議事録署名議員に4番 高江洲義八議員、12番 宮城 司議員の両名を議事録署名議員に指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

休憩いたします。(午前10時05分)

再開いたします。(午前10時05分)

会期については、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

日程第3 議案第5号 倉浜衛生施設組合の事務局職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

屋良朝健事務局長。

●屋良朝健事務局長 おはようございます。議案第5号についてご説明申し上げます。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成23年3月20日

倉浜衛生施設組合管理者 東門美津子

(提案理由)

沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告等を考慮し、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例（昭和49年倉浜衛生施設組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「（勤務時間条例第3条及び第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）」を削る。

附則 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。現行の第10条の第3項の括弧書、「（勤務時間条例第3条及び第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）」を削除したものが改正案となっております。以上で、説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

●小浜守勝議長 以上で当局の説明を終わります。次に、質疑に入ります。

休憩いたします。（午前10時08分）

再開いたします。（午前10時12分）

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。（午前10時13分）

再開いたします。（午前10時13分）

お諮りいたします。当局から日程変更の提案がございます。日程第4として、議案の撤回請求についてを追加し、ただちに議題とし、以下日程を1号ずつ繰り下げたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

日程第4 議案の撤回請求についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

屋良朝健事務局長。

●屋良朝健事務局長 議案第6号として職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を提案する予定として、去る12日に全員協議会でご説明申し上げたところでございますけれども、職員労働組合との調整がもう少し必要ということで、今回、議案の撤回請求をするものでございます。よろしくお願いいたします。

●小浜守勝議長 以上で当局の説明を終わります。

休憩いたします。（午前10時15分）

再開いたします。（午前10時27分）

お諮りいたします。ただいま議題となっております日程第4 議案の撤回請求については、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって日程第4 議案の撤回請求については、これを承認することに決定いたしました。なお日程第4は承認されましたので、日程第5 議案第6号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例は、議決不要となりました。

日程第6 議案第7号 倉浜衛生施設組合リサイクル工房条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。屋良朝健事務局長。

●屋良朝健事務局長 議案第7号についてご説明申し上げます。

倉浜衛生施設組合リサイクル工房条例の制定について

倉浜衛生施設組合リサイクル工房条例を制定したいので別紙のとおり条例案を提出する。

平成23年3月20日

倉浜衛生施設組合管理者 東門美津子

（提案理由）

リサイクル工房の事業及び使用条件等を定めるため、倉浜衛生施設組合リサイクル工房条例を制定し、適正管理する必要があるので、この案を提出する。

倉浜衛生施設組合リサイクル工房条例

（設置）

第1条 ごみの減量、再資源化に関する活動の普及及び啓発並びに不用物品の再生利用等を促進するため、倉浜衛生施設組合リサイクル工房（以下「工房」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 工房の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 倉浜衛生施設組合リサイクル工房

位置 沖縄市字池原3394番地

（事業）

第3条 工房は、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 資源ごみの再資源化に関すること。

(2) ごみの減量、再資源化及び再生利用に関する情報・資料を収集し、並びに提供すること。

- (3) ごみの減量、再資源化及び再生利用に関する研修等を開催すること。
- (4) ごみの減量、再資源化及び再生利用に関する学習並びに活動の場を提供すること。
- (5) 有用粗大ごみ等を再生・展示し、及び提供すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事業

(使用施設)

第4条 前条の事業を行うため、工房に次の施設を置く。

- (1) 多目的工房A
- (2) 多目的工房B
- (3) 多目的室
- (4) 展示ホール

(使用の許可)

第5条 工房を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。工房の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用の制限)

第6条 管理者は、工房を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 工房の施設及び設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 主に営利を目的とする事業と認めるとき。
- (4) その他管理者が使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に対し、使用許可の取消し又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条に規定する理由が発生したとき。
- (2) 災害その他の事故により使用ができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 管理者は、前項の規定により使用者に損害が生じても、その責任を負わない。

(使用料)

第8条 工房の使用料は、無料とする。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は使用許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(特別の設備等)

第10条 使用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

(使用者の責務)

第11条 使用者は、工房の使用が終了したとき又は使用許可の取消し等を受けたときは、直ちに施設及び設備を原状に復さなければならない。

2 使用者が故意又は過失により施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、管理者の指

示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いします。

●小浜守勝議長 以上で当局の説明を終わります。直ちに質疑に入ります。

休憩いたします。(午前10時33分)

再開いたします。(午前10時42分)

休憩中に質疑を行いました。これにて質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第7号について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第7号 倉浜衛生施設組合リサイクル工房条例の制定について原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

日程第7 議案第8号 倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。屋良朝健事務局長。

●屋良朝健事務局長 議案第8号についてご説明申し上げます。

倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条第2項の規定に基づき、本組合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関に別紙のとおり金融機関を指定したいので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年3月20日

倉浜衛生施設組合管理者 東門美津子

(提案理由)

指定金融機関を指定して、本組合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる必要があるため、この案を提出する。

倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について

1. 指定金融機関

(1)住 所 那覇市久茂地二丁目9番12号

(2)金融機関名 株式会社 沖縄海邦銀行

(3)代表者名 代表取締役頭取 嘉手納成達

2. 指定金融機関の指定期間

平成23年7月1日から平成26年6月30日まで

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

●小浜守勝議長 以上で当局の説明を終わります。直ちに質疑に入ります。

休憩いたします。(午前10時45分)

再開いたします。(午前10時45分)

休憩中に質疑を行いました。これにて質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ございませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第8号について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第8号 倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第9号 平成22年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。当局の説明を求めます。屋良朝健事務局長。

●屋良朝健事務局長 議案第9号についてご説明申し上げます。

平成22年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

平成23年3月20日

倉浜衛生施設組合管理者 東門美津子

平成22年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)

平成22年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253,041千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,029,086千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成23年3月20日提出

倉浜衛生施設組合管理者 東門美津子

それでは歳入歳出の主なものにつきましては、7ページの次にあります平成22年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)に関する説明書に沿ってご説明いたします。

説明書の4ページお願いいたします。4款1項1目1節利子及び配当金、説明欄、財政調整基金預金利子4,708,000円、地域還元対応基金預金利子2,311,000円、最終処分場整備等基金預金利子2,734,000円につきましては、定期預金等による運用利息分の補正でございます。

次のページお願いいたします。5款1項1目1節財政調整基金繰入金200,943,000円につきましては、新炉建設負担金精算金に充当するための繰入金でございます。平成22年度末の財政調整基金残高は562,119,000円となります。

次に7ページお願いいたします。7款3項1目1節雑入、説明欄の1行目、缶プレス売却料2,130,000円は単価増、4行目の古紙類売却料5,931,000円は、数量及び単価増による補正でございます。2行目のアルミ売却料、減の2,062,000円、7行目のアルミD級缶プレス売却料、減の227,000円は、15行目にありますアルミ混載プレス2,792,000円の名称換え、説明欄8行目、鉄屑等（粗大ごみ）の減の597,000円は、3行目の鉄屑売却料1,010,000円の名称換えによる補正です。11行目、売電料5,438,000円は、単価増によるものです。13行目、破碎鉄10,513,000円、16行目、未酸化鉄3,888,000円、その下の未酸化アルミ408,000円につきましては、新炉の稼働に伴う新たな歳入でございます。その下の7款3項2目1節、ごみ処理施設受託事業収入、説明欄の東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料9,138,000円につきましては、埋立見込量の増と処分単価の増による補正増でございます。

次に9ページお願いいたします。2款1項1目一般管理費の2節給料、減の8,515,000円でございます。3節の職員手当等、減の6,414,000円、4節共済費、減の1,145,000円につきましては、職員の1人減によるものが主な理由でございます。一番下でございますけれども、13節の委託料、2行目の防災消防設備保守点検業務委託料の減額は、当初予定していた熱回収施設、リサイクルセンター及び管理棟のうち、熱回収施設とリサイクルセンターが瑕疵担保期間ということで、点検業務が不要になったための補正減でございます。説明欄5行目の定期検診委託料の減額は、2回の予定が1回になったことによる補正減、それ以外にも委託料の減額は入札差額、又は契約差額によるものです。

次のページをお願いいたします。23節償還金、利子及び割引料、説明欄、新炉建設負担金精算金、沖縄市365,145,000円、宜野湾市33,669,000円、北谷町32,072,000円につきましては、平成18年度から平成21年度までの新炉建設事業にかかる負担金の構成市町ごとの精算金でございます。その下の25節、説明欄、最終処分場整備等基金積立金11,875,000円につきましては、4ページにございます基金からの発生利息分と7ページにございます東部清掃組合からの焼却残渣等埋立処分受託料の基金への積立でございます。

12ページお願いいたします。3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）の2節給料、減の6,566,000円、3節職員手当等、減の9,284,000円は、職員の1人減によるものです。11節需用費、説明欄の消耗品費、減の26,379,000円、燃料費、減の12,282,000円、光熱水費、減の51,751,000円につきましては、熱回収施設における消石灰、キレート剤等の薬剤消耗品、液体酸素、灯油等の燃料費、そして電気料金等の見込違いによる補正減でございます。13節委託料、説明欄、空気環境等測定分析業務委託料の減額は入札差額、その下の一般廃棄物処理業務委託料の減額はごみの焼却処理を東部清掃組合等へお願いする委託料ですが、補正減です。その下の飛灰固化物等運搬業務委託の減額、環境影響評価事後調査業務委託（その4）の減額、自然環境緑化計画業務委託の減額は、いずれも入札残。その下の昇降機設備保守点検業務委託の減額は、先程ご説明申し上げました瑕疵担保期間で、点検が不要になったための補正減でございます。

次のページお願いいたします。15節工事請負費、説明欄、構内緑化工事の減額は入札残でございます。3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）の2節給料、説明欄、一般職給

3,348,000円の増は、職員配置に伴う給料差額によるものです。13節委託料、説明欄、草木類処理業務委託料、減額、これは処理量減による補正減。

次のページ一番上の資源ごみ回収業務委託料は、ビン類の回収量の増に伴う補正増、ごみ分別及び運転業務委託料の減額は契約残、使用済蛍光灯等処理処分業務委託は、処理単価増による補正増、昇降機設備保守点検業務委託の減は、点検が不要となったための補正減でございます。使用済乾電池等処理処分業務委託は、乾電池の処理処分をするための委託料の補正でございます。3款1項3目最終処分場費の11節需用費、説明欄、減の2,500,000円は、薬品単価及び使用量の減による補正減であります。

次のページお願いします。3款1項4目し尿処理場費の11節需用費、説明欄、光熱水費、減の3,570,000円は、オゾン発生器の使用停止に伴う補正減であります。15節の工事請負費の減の3,120,000円は、契約差額及び入札差額による補正減です。

次の16ページでございます。4款1項2目利子の23節償還金、利子及び割引料、説明欄、起債利子の減の17,614,000円につきましては、平成21年度借入分の借入額、借入日及び借入利率の見積と実績との差によるものです。以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いします。

●小浜守勝議長 以上で当局の説明を終わります。

休憩いたします。（午前11時02分）

再開いたします。（午前11時09分）

次に質疑に入ります。

休憩いたします。（午前11時09分）

再開いたします。（午前11時57分）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第9号について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第9号 平成22年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ございませんので、よって第9号は原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。（午前11時58分）

再開いたします。（午後12時04分）

日程第9 議案第10号 平成23年度倉浜衛生施設組合一般会計予算についてを議題といたします。当局の説明を求めます。屋良朝健事務局長。

●屋良朝健事務局長 議案第10号についてご説明申し上げます。

平成23年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

平成23年3月20日

倉浜衛生施設組合管理者 東門美津子

平成23年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

平成23年度倉浜衛生施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,743,649千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年3月20日提出

倉浜衛生施設組合管理者 東門美津子

歳入歳出の主なものつきましては、4ページの次にあります平成23年度倉浜衛生施設組合一般会計予算説明書に沿ってご説明いたします。

3ページをお願いいたします。1款1項1目1節ごみ処理運営負担金、2節し尿処理運営負担金につきましては、構成市町が倉浜衛生施設組規約第16条第2項の規定に基づき、均等割30パーセント、人口割30パーセント、搬入量割40パーセントで負担するものです。対前年度比較で減の14,543,000円となっているのは、公債費の減に伴うごみ処理運営負担金の減が主な要因でございます。また、その詳細につきましては、24ページの3市町処理費内訳に費目ごと、項目ごとの負担金が記載されております。その中の比較増減の中で、沖繩市だけ減の23,993,000円がございますけれども、これは公債費の減に伴って、交付税分が減になったための減でございます。

4ページをお願いいたします。2款1項1目一般廃棄物処理手数料は、許可業者がごみ・し尿等を搬入する際に、組合に納める手数料です。対前年度比較で減の3,345,000円となっているのは、不燃ごみ処理手数料が新年度からはじまる事業系資源ごみの分別収集に伴い、これまで有料としていたビン、缶、古紙類を家庭ごみと同じように無料としたことが主な要因です。

次のページをお願いいたします。4款1項1目1節利子及び配当金につきましては、財政調整基金、地域還元対応基金及び最終処分場整備等基金を定期預金で運用した場合の利子でございます。対前年度比較で5,982,000円増となっているのは、前年度は3基金とも費目存置として1,000円の予算措置であったことに対し、本年度は当初から利率0.5パーセントの定期預金での運用を見込んだことが主な要因です。

次のページをお願いいたします。5款1項1目1節財政調整基金繰入金194,655,000円は、財政調整基金条例第6条第1項第4号に基づく取り崩しで、予算後の基金残高は369,123,000円となります。5款1項3目1節最終処分場整備等基金繰入金6,000,000円は、基金条例第6条第1項第3号に基づく取り崩しで、池原自治会と登川自治会の年度協力金に充当するものです。予算後の基金残高は531,284,000円となります。

次に9ページお願いいたします。7款3項1目1節雑入のうち説明欄、缶プレス売却料から4行目の生ビン売却料まで、そして9行目の破砕アルミ、10行目のアルミ混載プレスがリサイクルセンターにおける資源物の売却料です。6行目の熔融スラグ、11行目の未酸化鉄、12行目の未酸化アルミが熱回収施設における資源物の売却料です。そして5行目の説明欄、売電料90,128,000円は、熱回収施設における余剰電力の売電料で、年間11,085,930キロワットアワーを見込んでおります。対前年度比較で91,794,000円増となっているのは、売電料の増と古紙売却料の増が主な要因でございます。7款3項2目1節ごみ処理受託事業収入、説明欄、東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料40,667,000円は、東部清掃施設組合からの焼却残渣の受け入れに係る受託料です。その下の糸豊組合焼却残渣等一時保管に係る年度処理経費相当額5,082,000円と、島尻清掃焼却残渣等一時保管に係る年度処理経費相当額2,036,000円は、両組合から一時的に保管した焼却残渣等を搬出完了するまでの間、応分の負担として倉浜衛生施設組合に納めるもので、新たな歳入でございます。

12ページお願いいたします。2款1項1目一般管理費の13節委託料、説明欄の下の方から5行目、ごみ処理基本計画策定委託、その下の循環型社会形成推進地域計画書作成業務委託、その下の財産処分承認申請書作成業務委託につきましては、旧工場の解体事業を交付金対象事業で実施するために、環境省に提出する資料作成に必要な経費でございます。

次のページお願いいたします。25節積立金、説明欄、最終処分場整備等基金43,092,000円は、5ページの説明欄、最終処分場整備等基金預金利子2,425,000円と9ページの説明欄の下から3行目でございますけれども、東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料40,667,000円を積み立てるものです。

15ページお願いいたします。3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）は、対前年度比較で21,386,000円増となっております。その主な要因は11節需用費の説明欄5行目の修繕費110,379,000円でございますけれども、これは瑕疵担保期間切れに伴い、スラグ出さい口耐火物補修修繕、それからボイラー熔融炉耐火物修繕によるものです。

16ページお願いいたします。13節委託料、説明欄の2行目、空気環境等測定分析業務委託料は、排ガス測定、焼却残渣分析、飛灰固化物・焼却残渣物溶出試験、ごみ質分析等の業務委託です。3行目の一般廃棄物処理業務委託は、緊急時における他組合への可燃ごみの委託料です。その下の熱回収施設運転管理業務委託は、熱回収施設運転管理業務に係る平成23年度分の委託です。環境影響評価事後調査業務委託（その5）は、施設稼働後の水環境、陸域生物等に関する調査です。その下の自然環境緑化計画業務委託は、環境影響評価に対する県知事意見を踏まえ、稀少動物、植物の移植先調査を行うとともに、自然散策や環境学習の場として可能な範囲で開放することを検討するための調査です。下の方の熱回収施設運転事業支援業務委託は、現契約が平成24年までとなっており、平成25年度以降の契約に向け、運転委託の期間と内容と経済性の検討、さらに事業者との契約手続きまでの技術支援業務等の委託料です。次に15節工事請負費、説明欄、構内緑化工事は、環境影響評価に対する県知事意見を踏まえ、敷地境界の法面を在来種による植栽を行い、遊歩道と調和した緑地空間を創出するための工事です。これは平成28年頃まで、5、6年かけて整備するものです。

17ページお願いいたします。3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）は、対前年度比較で52,094,000円増となっております。その主な要因は、3節職員手当等、説明欄の10行目、退職手当組合特別負担金22,895,000円の退職者数の増に伴う負担金の増、それから次のペー

ジの13節委託料、説明欄3行目の資源ごみ等分別業務委託料の人数増に伴う委託料の増が主な要因でございます。説明欄6行目の作業環境等測定業務委託は、騒音、粉塵、臭気等の測定業務を委託するものです。3款1項3目最終処分場費は対前年度比較で11,233,000円増となっております。その主な要因は、次のページでございます。13節委託料の一番下の説明欄、中央監視装置点検整備業務委託、これは老朽化に伴う監視装置内にあるパソコン制御装置等の点検整備、取替業務ですが、その分の増と15節の工事請負費、説明欄の浸出水処理施設建屋補修工事によるものです。

20ページお願いいたします。3款1項4目し尿処理場費の前年度比較で5,852,000円増となっております。その主な要因は、次のページの18節備品購入費、説明欄の機械器具費5,050,000円の2トンドンプの買い換えによるものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●小浜守勝議長 以上で当局の説明を終わります。次に質疑に入ります。

休憩いたします。(午後12時23分)

再開いたします。(午後12時38分)

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第10号について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第10号 平成23年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

日程第10 報告第9号、第10号、第11号、第12号、第13号 例月現金出納検査の結果報告について議題といたします。本件につきましては、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

日程第11 報告第14号 平成22年度定例事務監査の結果報告についてを議題といたします。本件につきましても報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

休憩いたします。(午後12時40分)

再開いたします。(午後12時40分)

日程第12 一般質問を行います。お手元に配布しております一般質問通告書について3月15日の通告書締切までに2人の議員から一般質問通告書が事務局に提出されています。質問制限時間は、お一人20分以内、それでは一般質問順序によりまして、一般質問を行いたいと思います。1番目に5番 高橋 真議員、2番目に7番 普久原朝健議員の順序で行います。それでは5番 高橋 真議員、一般質問質問をお願いいたします。

●高橋 真議員 それでは通告書に基づきまして一般質問を行います。

通告書1ページ目、質問事項1、施設の保守管理について、質問の要旨(1)熱回収施設(エコトピア池原)、リサイクルセンター(エコループ池原)の保守管理と謳っておりますが、

非常に多岐にわたると思いますので、運転の保守管理と理解していただくことを前提で、この状況についてお伺いいたします。

①契約業者について、ア. 雇用内容について、また雇用されている人員の構成市町の割合を教えてください。イ. 雇用されている職員の処遇内容についてお伺いいたします。こちらは現在、雇用されている職員の中に、もしかすると県外からの雇用もあるかと思しますので、その方の職員との差はないかお伺いするものであります。

②契約の内容について、ア. 契約期間、イ. 契約の金額について、それぞれお伺いいたします。

●小浜守勝議長 当局の答弁を求めます。屋良朝健事務局長。

●屋良朝健事務局長 質問事項1、施設の保守管理について、質問の要旨(1)の①のアについてでございます。構成市町の雇用数11人、うち沖縄市10人、宜野湾市1人、構成市町以外の県内雇用者16人、県外雇用は5人、そのうち沖縄市に3人、その他2人となっています。

質問要旨イの雇用されている職員の処遇内容でございますけれども、平成23年3月1日現在、32人の職員配置のうち、正規採用職員31人、嘱託職員（事務員）1人でございます。

それから②のアの契約期間でございますが、平成21年12月22日から平成25年3月31日まで、イの契約金額は507,780,000円でございます。以上です。

●小浜守勝議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 ありがとうございます。契約業者についてですけれども、それぞれ業者名もお答えいただければよろしいでしょうか。熱回収施設とリサイクルセンターの部分です。

●小浜守勝議長 屋良朝健事務局長。

●屋良朝健事務局長 熱回収施設の契約相手方なんですけれども、荏原環境プラント株式会社でございます。先程の答弁漏れがございますので、リサイクルセンターについてもということでありましたけれども、答弁しておりませんので、答弁いたします。

質問要旨1の契約業者の雇用内容について、構成市町の割合ということなんですけれども、これは委託先の社団法人沖縄市シルバー人材センター21人、それから社会福祉法人大信福祉会就労支援事業所きずな6人となっております。

●小浜守勝議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 ありがとうございます。荏原環境プラント熱回収施設のみお伺いしたい部分があるのですが、荏原環境プラントが現在の委託業者として決まった背景について、再度確認させていただきたいのですが、新炉建設にあたって、建設にあたったところが荏原が落札されたというふうに過去の経緯を伺いました。荏原環境プラントというのは、関連会社にあたるのかなと思います。その中で技術指導員等、荏原自体、県外に本社を置く企業ですので、県外から派遣されて、現在ここで委託として、技術指導として5人ほど指導にあっているのかと思うのですが、こういった方々との職員の処遇というのは、変わらないものなのでしょうか。よろしくお願ひします。

●小浜守勝議長 屋良朝健事務局長。

●屋良朝健事務局長 熱回収施設の契約相手先を選定する方法としましては、県内業社2社と、荏原環境プラントの3社で入札を行っております。結果として荏原環境プラント株式会社が落札しております。これは、建設業者との関連業者でございます。

それから職員の待遇等でございますけれども、先程ご説明申し上げましたように、32人中

31人は正職員で、1人は事務職で嘱託職員ということでございます。そしてそれぞれの個々の内容につきましては、現在、把握しておりませんし、そこまで相手先に求めることができるかどうかと疑問に思うところであります。

●小浜守勝議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 ありがとうございます。先程、今年度の骨格予算のときのご説明の中に、今回、契約期間が一定の期限を区切られているわけなんですけれども、実際、今後とも荏原環境プラントがずっと随意契約するわけではなくて、期限が切れたら入札を行って、運転保守管理を選定していくというふうに理解していいわけですか。

●小浜守勝議長 新垣 学業務第一課長。

●新垣 学業務第一課長 ご質問の件ですが、現在、運転委託管理をさせていただいているのは、荏原環境プラント株式会社ということで、契約年数が平成24年度内までであります。ご承知のように、平成25年度から新たに契約先が決まるものと、あるいは決めなくてはならないのですが、現時点ではその調査、どういう方法が望ましいのか、長期間にわたって運転委託する。あるいは長期包括的契約とか、用役費とか、あるいは維持管理費、補正あるいは当初予算の質疑にもございましたが、事業費が高うございます。炉の中の修繕とか、費用が非常に高く、年々高くなってまいります。そのあたりを包括的に経費も維持管理費も含めて委託した方がいいのかとか、そういったことも調査しながら、平成23年度予算には計上しているところであります。ですから今後、契約の内容あるいは期間、方法も含めて、今後、検討してまいりたいと存じております。以上であります。

●小浜守勝議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 ご答弁ありがとうございます。

続きまして、質問事項2について伺います。地域への還元について、質問要旨(1)環境保全対策について、①倉浜衛生施設組合公害監視協議会について、ア. 開催実績、イ. 協議された内容、ウ. 旧炉撤去状況について、エ. 今後の方向性についてご教示ください。

(2)地元還元施設について、ア. 現在の計画、イ. 新炉建設負担金の精算について(関連性)、ウ. 今後の見通しをご教示ください。よろしくお願いいたします。

●小浜守勝議長 屋良朝健事務局長。

●屋良朝健事務局長 質問事項の2、地域への還元について、質問要旨(1)①のア. 公害監視協議会の開催実績についてということでございます。平成22年9月3日、第1回の協議会を開催しています。そして12月1日、第2回公害監視協議会でございます。

それからイの協議された内容についてでございますけれども、第1回では委嘱状の交付、それから会長、副会長選出、公害防止協定書に基づく環境測定記録等の報告、熱回収施設運転状況の報告、公害防止協議会設置規程の改正要望が協議内容でございます。第2回の公害監視協議会におきましては、公害防止協定書に基づく公害測定記録等の報告、これは7月から9月までの記録でございます。先程の第1回目は4月から7月までの記録でございます。それから熱回収施設運転状況の報告、それから公害監視協議会設置規程の改正要望に対する改正案の内容等が協議されております。

ウの旧炉の撤去状況についてでございます。これは平成22年度第2回運営委員会、これは先月開催されましたけれども、その中でごみ処理施設解体工事計画案について、事務局から提案し、審議していただき、計画案を了承していただきました。内容としましては、交付金

事業で実施していく。工場解体撤去後、同敷地内に環境施設を建設する。これは交付金の対象にするための必要条件でございます。

それから今後の方向性でございます。旧炉の撤去につきましては、国・県、構成市町と綿密に調整し、平成26年度を目途に事業完了をいたしたいと考えております。そして完了後は、地権者である沖縄市に土地を返還したいということを考えております。

それから質問要旨の(2)地元還元施設についてでございます。ア、現在の計画でございますけれども、地元還元施設については、新ごみ処理施設敷地内に蒸気や余熱を活用した還元施設を考えておりますが、現在のところ、具体的な計画については白紙でございます。今年の2月に開催した第2回運営委員会におきましては、県外先進地における還元施設の調査を行って、その報告をしております。報告の中では、ほとんどの施設が赤字運営であるということの報告がございました。そういう調査と問題、今後、構成市町からの後年度負担が大きならないような地元還元施設を検討していくことにしております。

次の新炉建設負担金の精算についてでございます。これは先程も予算の中で説明申し上げたところでございますけれども、新炉の建設につきましては、平成18年度から平成21年度までの4カ年継続事業として、熱回収施設、リサイクルセンター、管理棟、その他、ごみ処理に付随する工事等を交付金事業として実施してまいりました。具体的に何を造るのか決まっておきませんので、決まってない中で事業計画をそのままにしておくのはどうかということもございましたし、2市1町の財政担当との調整におきましても、精算金をいつ返してもらえらるんですかというふうなお話もございました。そういうことを考慮して、今回、精算しております。

ウの今後の見通しについてでございますけれども、新年度から倉浜衛生施設組合地元還元施設計画検討委員会を立ち上げ、その検討委員会の中で地元還元施設の基本計画の策定及びその実施方法、また地元還元施設の整備計画と、それに伴う財政措置について、それからその他、必要事項について対応していきたいと考えております。以上でございます。

●小浜守勝議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 ご答弁ありがとうございます。1点だけ確認させてください。(2)の地元還元施設について、現在の計画はいつ頃から地元に戻ると、この施設を造ると公表されたんでしょうか。

●小浜守勝議長 屋良朝健事務局長。

●屋良朝健事務局長 新年度に検討委員会を立ち上げて、その中でどういった施設を造るのか、何年度までにスケジュール等含めて検討していくこととなります。

●小浜守勝議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 事務局長からご答弁いただいたのは、新年度の計画の部分ですよね。予算計上して、今後の見通しについてご答弁いただきましたけれども、本員が質問させていただきたいのは、こういうふうに新炉を建設するにあたって、地元還元施設を造っていきますと、地域に配慮していきますというようなことは、いつお約束されて、この事業を始めたんですか。ようするにいつですかということなんです。建設前なのですか。それとも建設の計画が始まる前なのですかということ。これは東門管理者に是非伺いたいことがありまして、東門管理者も2年ほど前の施政方針にも新炉建設にあたっては、地域への配慮をした取り組みをしていくと謳っております。そういった地域への配慮というのは、もちろん地域

還元施設の部分でも種々達成されている部分もあるんでしょうが、地元還元施設について、具体的に言及されている部分はあるのではないかとということなんです。本員が思っていることは、いつぐらいにこういう地元還元をするという地域への配慮を発信して、今回、事務局長からご答弁いただいたとおり、白紙の状態でありますよね。ところが議会の内容を見ますと、常々、沖縄市議会の答弁でも、質疑の内容でも出てきているわけです。なぜこれだけ時間が掛かったんですかというのが問いなんです。よろしくお願いします。

●小浜守勝議長 東門美津子管理者。

●東門美津子管理者 高橋議員のご質疑でございますが、確かに施設の建設を着工する前に、地元の皆さんとの話し合いというのは、かなり行われました。その中で地元の皆さん、いわゆる池原地域、登川地域からの要請を何度かの話し合いの中で、地元への還元施設というのは造りたいという要望は出してあります。そのときにこういうものを造りますということではなくて、地元の皆さんのご意見をしっかり伺い、そしてそれがこの施設を運営していく中で、主に地元の皆さん、あるいは2市1町、構成市町の皆さんに役立つようなものにしていきたいという話し合いはありました。そういう中で今年調査をしてきて、報告があり、その中で、赤字運営をしているよという報告があったようでございますが、そういうものを勘案しまして、急いで何かを造っておけばいいということではなくて、本当に必要とされているもの、皆さんに喜ばれるもの、そういうものを造っていくためには、私はもう少し時間が掛かるのではないかと、ですから先程、事務局長から答弁がありましたけれども、新年度に地元の皆さんの意見も聞きながら、そして中でも検討しながら、視察してきた議員の皆さんも随分行かれています。そういうのも報告書にも出ていますので、そういうこともしっかりと精査をしながら、方向性を見出していきたいというのが、いまの私たちの姿勢でございます。ご理解いただきたいと思えます。

●小浜守勝議長 以上をもちまして高橋 真議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。7番 普久原朝健議員。

●普久原朝健議員 通告書にしたがって質問をします。まず、1について行いますけれども、2については割愛をいたします。

南部地域2団体に対する倉浜衛生施設組合の対応について、これは皆さんから配られた、全員協議会の中で、去る12日に提出された内容であります。この中に対応方針ということで、南部地域2団体についても、一時保管残渣等を搬出完了するまでの期間、応分の負担として、年度処理経費相当額を徴収することとする、というようなことがあります。ここで非常にあいまいな表現があります。搬出処理を搬出完了するまでということですが、そうすると5年先なのか、10年先なのか、そのまま放っておくとずっと預かるということになるのか。そういう意味で質問をさせていただきます。

質問事項1、南部地域2団体に対する倉浜衛生施設組合の対応について、(1)焼却残渣等の一時保管取り扱いについて、①対応方針は処理にかかる必要経費相当額を徴収するということとあります。糸満市・豊見城市清掃施設組合及び島尻消防、清掃組合に対し、残渣を引き取る要求が行われたか。その経過を求めます。それから処理経費相当額を支払えば、未来永劫に預かるということなのか。この2点について質問したいと思います。ウとエについては割愛いたします。簡単明瞭によろしくお願いします。

●小浜守勝議長 屋良朝健事務局長。

●屋良朝健事務局長 質問事項の1、南部地域2団体に対して、倉浜衛生施設組合の対応について、質問要旨(1)の①のアの糸満市・豊見城市清掃施設組合と島尻消防、清掃組合に対して、残渣を引き取る要求が行われたか。その経過を求めることですが、まず保管量でございますけれども、糸満市・豊見城市清掃施設組合の保管量は12,057トン、島尻消防、清掃組合は4,969トンでございます。これは平成19年度から平成21年度までの3年間分の量です。この2団体に対し、これまで協議しております。結論として一時保管残渣等を平成23年度から2団体の搬出を始めますと、そしてその期間を糸満市・豊見城市の清掃施設組合は7年間、島尻消防清掃組合は5年間で全量を搬出するということでございます。そしてその搬出するまでの間、毎月、一時保管している残量に対し、処理経費相当額を徴収するというのを南部の2団体と確認しております。ですから、について関連するんですが、未来永劫ということではなくて、糸満市・豊見城市清掃施設組合については7年以内、島尻消防、清掃組合は5年以内という期間での協定の内容となっております。以上でございます。

●小浜守勝議長 普久原朝健議員。

●普久原朝健議員 皆さんからの報告事項については、このような表現があるんです。経緯の中で倉浜衛生施設組合としては、平成19年度当初の一時保管協定において、南部地域の最終処分場が完成する平成23年度から一時保管残渣等を搬出する計画でありましたが、南部地域での最終処分場は造らないこととなったため、再度、糸満市・豊見城市清掃組合及び島尻消防、清掃組合からの焼却残渣等一時保管取扱いについて検討することになりましたということで、ただいまのお話はご破算になったのではないですか。いつまでに完了するか分からないような状況なんです。平成23年度からはそういう計画であつたけれども、できなくなったということですよ。だからこういった質問をしているんです。本当に平成23年度から残渣を搬出することができるんですか。しかも、最終処分場を造ってやればいいんだけど、向こうは溶融することなんです。いまの計画は、そうすると溶融能力というのは、12,000トン、4,900トン、どのような能力を持っているのか。向こう側の溶融能力というのはどんなものなのか。とらえていますか。この辺の説明をお願いします。

●小浜守勝議長 町田 均次長。

●町田 均次長 ただいま普久原議員からの質問がございます。糸満市・豊見城市清掃施設組合の溶融の能力については、年間1,700トン程度は溶融できると、そして7年掛けますので、そうすると約12,000トンになるということでの試算で糸豊さんは計画を出してきてございます。もう一方、島尻消防、清掃組合の焼却残渣等については、4,969トン、約5,000トンでございますけれども、島尻消防、清掃組合は溶融炉は計画してございません。島尻消防、清掃組合については民間の最終処分場と調整して、預かっている分を自分たちの経費で掘り起こして、自分たちの経費で運搬して処理してもらうということを島尻消防、清掃組合は、倉浜衛生施設組合に申し出ているところでございます。

それともう1点、経緯のところ、平成19年度から一時保管協定等がございますけれども、最終処分場が建設できないということも経緯の中に触れておりますけれども、本来平成19年度に協定したのは、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年度までの預かりの予定の協定だったんです。ですが、最終処分場を造らないということで、4年預かり予定を3年で打ち切るということの経緯も、1年前倒しで切つてあると、それで1年かけて糸豊さん、島尻さんと協議に入って、今回、一応の整理ができたということでございます。よろしくお願いま

す。

●小浜守勝議長 普久原朝健議員。

●普久原朝健議員 それでは確かめますけれども、搬出完了というのは、7年では確実に終わるということで考えてよろしいんですか。7年後には完璧に終わると解釈してよろしいですか。

●小浜守勝議長 町田 均次長。

●町田 均次長 倉浜衛生施設組合としては、糸豊さんが7年、島尻さんが5年ということで覚書もきちっと締結をしてまいりたいと考えております。

●小浜守勝議長 普久原朝健議員。

●普久原朝健議員 ただいまの答弁、確実に守るようによろしくお願いして質問を終わります。

●小浜守勝議長 以上で普久原朝健議員の一般質問を終わります。

これをもちまして日程第12 一般質問を終了いたします。

休憩いたします。（午後13時13分）

再開いたします。（午後13時13分）

お諮りいたします。本定例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

休憩いたします。（午後13時14分）

再開いたします。（午後13時14分）

これをもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、平成22年度第5回倉浜衛生施設組合議会定例会をこれをもちまして閉会とさせていただきます。ご苦労様でございました。

散会（午後13時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年8月22日

議 長 小 浜 守 勝

会議録署名議員 宮 城 司

会議録署名議員 高 江 洲 義 八